



柏崎市知的財産権取得支援助成金

自社の独自技術について知的財産権を取得することにより、他社の市場介入を防ぎ、市場のシェア獲得や拡大を目指す知的財産戦略がこれからの中小企業経営に求められます。

本市ものづくり産業の技術力や信用性の高さを知的財産の取得によって発信し、更なる飛躍を目指す企業を応援します。

【助成金額】1社につき最大 **60万円**

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業 若しくはインターネット附随サービス業を営む中小企業者・ 柏崎市内に本社又は主たる事業所を有する方・ 柏崎市内で引き続き1年以上事業を営んでいる方・ 市税を滞納していない方・ 他団体から同一権利で同様趣旨の補助を受けていない方・ 過去に同一の権利について助成金を受けていない方・ 国内向け特許権等の出願をされる方・ 特許権の出願にあっては、先行技術調査が終了している方	
知的財産権の種類	特許権、実用新案権、意匠権、商標権	
対象経費	知的財産権取得に要する弁理士費用、特許庁に納付される費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料)で、4月から翌年3月までの期間に支払及び本助成金の申請が完了するもの ※この期間中に支払が完了していても、後述の「申請書類」が揃っていない場合は、申請を受け付けられませんのでご注意ください。	
助成金額	助成率	対象経費の1/3以内
	【特許権】	1件につき 上限30万円
助成金額	【実用新案権・意匠権・商標権】	1件につき 上限10万円
	※ 1社につき年60万円 の範囲内で複数の申請が可能です。 ※申請件数が多数の場合、予算の範囲内で決定します。 ※複数年度にわたる場合は、限度額の範囲内で分割申請も可能です。	
申請書類	<ul style="list-style-type: none">・ 柏崎市知的財産権取得支援助成金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)・ 企業概要(第2号様式)・ 知的財産権の出願の内容が分かる書類の写し・ 知的財産権取得のための出願を証する書面の写し・ 助成対象経費の支払を証する請求書及び領収書等の写し・ 法人登記簿謄本及び定款(定款は原本証明がされたもの)・ 振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳等のページの写し、インターネットバンキングの場合は口座情報がわかるWebページの写し・ 市税完納証明書	
問い合わせ	産業振興部ものづくり振興課(21-2326)	